

## ヴェーバーと官僚制

千葉 芳 夫

〔抄 録〕

ヴェーバーは官僚制を否定的に捉えていたのだ、という解釈はよく見られるものである。だが、彼の官僚制に対する評価には、肯定と否定が入り交じっており、官僚制一般を否定的に捉えていたとする明確な論拠は見いだせないように思える。

彼が否定的に捉えていたのは、制度・組織としての官僚制ではなく、むしろ官僚という人間のタイプだと考えるべきではないか。官僚は優秀な「専門人」、「職業人」ではあるが、自らの決断によって世界に意味を付与する「文化人」=「近代的主体」とは言い難い存在である。「資本主義の精神」の起源となった古プロテスタントにおいては、「文化人」であることと「職業人」であることとは結びついていた。それが、現代の官僚の場合には分離してしまっているのである。

ヴェーバーはこうした事態を明確に説明しうる理論を持ちえなかったと思われる。彼が官僚や官僚制を一方では高く評価しながら、一方では批判的に捉えなければならなかったのは、この理由によるのではないだろうか。

キーワード M・ヴェーバー、官僚制、官僚、文化人、職業人

### はじめに

「隷従の檻」、ヴェーバーは官僚制をこう呼んだ。この呼び方に示されるように、彼が官僚制を否定的に捉えていたのだとする解釈は、古くから見られるものである<sup>(1)</sup>。だが、彼の著作を読んでも、彼がどの点で、そしてどういう理由で官僚制を批判しているのかは必ずしも明確ではない。

彼の議論には奇妙とも思える対比が見られる。『政治論集』などに収められている時事的、政治的発言においては、彼は官僚や官僚制を激烈に批判している。しかし、「支配の社会学」や「支配の諸類型」では批判的な視点はあまり表面に現れてこない。これは、学問的な著作である後者では、「価値自由」の要請に従い、評価を表に現していないからだとも考えられる。

だが、それだけであろうか。『政治論集』における発言をとっても、彼の批判の根拠は必ずしも明らかではないように思えるのである。官僚制の評価をめぐるこのような態度には、彼の基本的な思考の枠組みに関わる重要な問題が潜んでいるのではないだろうか。

## 1. 官僚制の技術的優秀性

ヴェーバーの社会学において官僚制は重要なテーマの一つであった。「官僚制的合理化」は「伝統に対する第一級の革命的力たりうる」（「支配Ⅱ」S.657, 411頁）。カリスマが人間を「内部から」変革するのに対して、官僚制は「外部から」変革するのである（同所）。このように、官僚制論は世界の合理化という彼の中心的主題にとって重要な意義を持っている。

官僚制は、他のあらゆる組織と比較して「純技術的にみて優秀」であり、「支配の行使の形式的には最も合理的な（formal rationalst）形態である」（「諸類型」S.128, 26頁）。「精確性・迅速性・明確性・文書に対する精通・継続性・慎重性・統一性・厳格な服従関係・摩擦の防止・物的および人的費用の節約」は、官僚制的な行政において、「最も理想的に高められる」（『支配Ⅰ』SS.561-562, 91頁）。

「支配の社会学」や「支配の諸類型」における官僚制論は、「技術的優秀性」-特に、迅速性と計算可能性-に中心を置いて展開されている。確かに、「官僚制が『非人間化（entmenschlicht）』されればされるほど、…官僚制は、資本主義に好都合なその特殊な特質を、ますます完全に発達させることになる」（「支配Ⅰ」S.563, 93頁）というような表現も見られるが、このことを即座に否定的評価とするのは早計であろう。ここでは、官僚制の極めて合理的な諸特徴と諸要素が冷静に分析されているのである。

ヴェーバーが合理性そのものをどのように評価していたかは、簡単には答えられない問題である。だが、少なくとも彼が合理性全般を否定的に捉えていたとは考えられない<sup>(2)</sup>。組織の合理性を軸に展開される「支配の社会学」や「支配の諸類型」における官僚制論が、否定的・批判的なニュアンスを伴わないのはそのせいでもあろう。

## 2. 官僚支配

「支配の社会学」や「支配の諸類型」とは異なり、『政治論集』などに収められている著作では、官僚や官僚制に対する否定的、あるいは攻撃的とさえ言える表現がしばしば見られる。そこでは「未来の隷従の檻（das Gehäuse jener Hörigkeit）」（「新秩序」S.332, 363頁）という言葉や、官僚を「規則人（Ordnungsmensch）」-つまり「『規則（Ordnung）』というものを必要とする人間」、「『規則』しか必要としない人間」、「その『規則』が一瞬でもぐらつくともう血眼になる人間」、「その『規則』に適應するだけの生活から引き離されるともうお手あげだと

いう人間」-として攻撃する発言が見られるのである(「市町村」S.141, 102頁)。

ビーサムはヴェーバーの官僚制論に二つの局面・二つのテーマがあると言う。『経済と社会』(「支配の社会学」と「支配の諸類型」はここに含まれる)におけるテーマは、「複雑な行政上の諸課題をこなすための手段としての官僚制の優越性である」(Beetham, p.71, 88頁)。これに対して、『政治論集』では「官僚制が、それ自身の明確な価値と、社会の目的や文化に影響を与える能力とを備えた、一個の独立した社会的・政治的な力となる傾向をもっている」ということである(pp.71-72, 88頁)。「『経済と社会』では官僚制の技術的優越性が強調されたが、ヴェーバーの政治的著作ははっきりとその否定的側面、それがなしえないものに関心を集中した」(p.65, 80頁)。

このビーサムの解釈は「支配の社会学」や「支配の諸類型」ではあまり批判的なニュアンスが感じられないが、『政治論集』ではそれが強く出ているという印象と一致する。

「隷従の檻」という表現が用いられている「新秩序ドイツの議会と政府」も『政治論集』に収められている。ここでヴェーバーは、「普遍的な官僚制化」について述べた後で、三つの問いを立てている。第一は、自由を救い出すことは、どうすれば可能かということである。第二に、国家官僚層の「異常に大きな力を制限し、これを有効に統制できる勢力が存在するのならかの保証はどうすれば与えられるか」(「新秩序」S.333, 364頁)。そして、第三の問いは、「官僚制そのものが果たしえないもの」、つまり「指導者精神」に関わるものだとされている(S.334, 364頁)。ビーサムが「それがなしえないもの」と言っているのは、この「指導者精神」の問題である。

「新秩序ドイツの議会と政府」では、以下この第三の問いを巡って論が展開されることになる。そして、そこで特に問題とされるのはビスマルク以来の「官僚支配 (beamtenherrschaft)」である。「ビスマルク公の退官以後、ドイツは(精神的な意味での)『官僚』の統治するところとなった」(S.335, 366頁)。「諸外国と比べてドイツに欠けていたものは、政治家による国家指導であった」(S.336, 367頁)。

本来政治家がつくべき立場に官僚がつき、国家を統治することが「官僚支配」であり、それがドイツの政治にとって最大の問題だとヴェーバーは主張している<sup>(3)</sup>。そしてよく知られているように、彼は「職業としての政治」においては、この状況を克服するためには「カリスマ的指導者」が必要だとし、そうした資質を持つ政治家が官僚制を指導すべきだと主張したのである。

ビーサムは「官僚の支配 (rule of officials)」という言葉の二つの意味を区別している。第一は、「近代的政府(行政)はすべて官僚に支配されている」という「一般的な意味」であり、ヴェーバーの言葉では、「官僚制の支配 (Herrschaft der Bürokratie)」あるいは「官僚層の支配 (Herrschaft des Beamtentum)」がこれに当たる(Beetham, p.75, 94頁)。第二は、「官僚制が国家における指導的官職を占める」という意味である(同所)。これが「官僚支配」

であり、ビーサムはそれが「国家内部で独立した一集団としての官僚制の究極目標をなしてきた」と述べている（p.76, 94 頁）。それは「手段の自己目的化」を意味し、「いかに官僚制が完全無欠の手段であっても、それがひとたびその限界を踏み越えれば、完全ではなくなってしまう。これがヴェーバーの批判の核心である」と言う（p.78, 98 頁）。

確かに、「新秩序ドイツの議会と政府」においても「職業としての政治」においても、ヴェーバーの批判の中心点はここに置かれている。だが、それは官僚制一般に対する批判であろうか。ヴェーバーの文章を読む限り、その批判は当時のドイツに向けられているに過ぎないように思われる。人民投票によって選ばれる大統領を持つアメリカは、ドイツの対局に位置づけられている。ドイツもそれにふさわしい政治家が官僚制を指導すればよいのである。「官僚制は純粋にそれ自体としては一つの精密機械なのであり、極めてさまざまな支配の利益…の用に供されうるものである」（「支配 1」 S.571, 120 頁）などというように、ヴェーバーはしばしば官僚制を「機械」に喩えている。機械であれば、それを使いうる能力のある者が適切に使えばよいということになるだろう。とすれば、「官僚支配」は一時的な逸脱形態にすぎない、ということになる。それならば、なぜ官僚制を「未来の隷従の檻」などと大げさに呼ぶのであろうか。

### 3. 官僚制の社会的影響

さて、ビーサムは、官僚制がその限界を越えて力を揮いうる要因として「秘密に守られた知識や専門知識、自らの優れた能力と不偏性への自信」（Beetham, pp.78-79, 98-99 頁）を挙げている。確かにヴェーバーも官僚制的行政は「知識による支配」を意味し、それがこの行政の「特殊合理的な基本的性格」だ、と述べている（「諸類型」 S.129, 29 頁）。そして、ドイツでは「職務上の知識を『職務上の秘密』という…概念によって秘密知識に変えることが、官僚層の最も重要な権力手段…、行政が監督を受けないようにするための一つの手段」になっている（「新秩序」 S.353, 385-386 頁）。だが、こうした傾向が官僚制につきものだとしても、それに対抗する手段は存在する。議会が行政を監督すればよいのである。ヴェーバーは、議会が「調査権」を持ち、行政を監督するイギリスを「この権利をこういう仕方で行使したところに、イギリス議会の挙げた見事な成果のもとがある」と評している（「新秩序」 S.353, 386 頁）。とすれば、秘密の知識による支配ということも官僚制一般を批判的に評価する根拠にはなりえないであろう。

ビーサムは次に官僚の典型的な態度として「扶持渴望（Pfründenhunger）」を挙げている。すなわち、官僚の最高の理想は安全、つまり「免職されることのないような地位と、将来見通しうる期間中の昇進の確実性」だということである（Beetham, pp.80-81, 101 頁）。そして、「ヴェーバーはこれらの態度を、それより広範囲な社会的諸帰結という見地から否定的にしか評価せざるをえなかったのである」（同, p.82, 103 頁）とし、ヴェーバーの未来に対するイメ

ージが、「秩序と安全という官僚制的な価値が唯一の理想として浸透し、また一切を包括する単一の階統制に支配された社会」というものだと述べている (p.84, 107 頁)。

ヴェーバーの発言にこのようなことが述べられていることは事実である。だが、こうした態度が官僚に典型的に見られるとしても、「秩序と安全」を求めるのは官僚だけではないであろう。また、人々の間にこのような態度が広がっていくということは、人々の意識やより広い社会状況の問題であり、官僚制がそのような態度を人々の内に作り出すのだとは言えないのではないだろうか。実際ヴェーバーは、このような態度に対抗する態度を政治家と実業家の内に見いだしている。つまり、この点も官僚制一般を否定的に捉える根拠にはなり得ない、ということである。

最後に残されているのは自由の問題である。官僚制は自由の喪失をもたらす。ヴェーバーも確かに、そのようなことを述べてはいる。だが、具体的にどのような意味においてなのかは、これまた、決して明確ではないのである。

「ひとたび完全に実現されると、官僚制は最もうちこわしがたい社会組織の一つになる」(「支配 I」 S.569, 115 頁)。このように、彼は「官僚制的装置の永続的性格」を認めている。「倫理論文」において資本主義を「鉄の檻」に喩えたのも同様の理由によるであろう。合理的な制度・組織は一度完成されると容易には破壊できないものになる、と彼が考えていたことは間違いないことである。

だが、だから官僚制は自由を奪うものなのだろうか。ヴェーバーが自由一般についてどう考えていたかは、これまた簡単に論じられる問題ではないが、ビーサムは、ヴェーバーの「自由」に経済的自由(経済的個人主義)、市民のおよび政治的自由、内面的・人格的自由(「個人的な自律ないし責任」)の三つを区別している (Beetham, pp.47-49, 60-62 頁)。

ヴェーバーは近代社会においては経済的自由の排除が進んでいると捉えている、とビーサムは指摘する。これは農業などの従事者が減少し、工場など官僚制化された組織における労働者が増加するからであろう。しかし、ヴェーバーは一方で、資本主義は合理的な官僚制を必要とすると論じている。それは官僚制が予測可能性をもたらし、これが自由な経済活動の基盤となるからに他ならない。であれば、官僚制が経済の領域において自由を奪うものだとは一概に言えない、ということになる。

第二の政治的自由に関しては、ビーサムも指摘するように、ヴェーバーは強力な議会制度がそれを支えると主張している。だが、この問題は官僚制一般に関わるのではなく、先に指摘した「官僚支配」への対抗策に関わることであろう。独裁であれ、民主制であれ、官僚制は「極めてさまざまな支配の利益…の用に供されうる」のである。つまり、官僚制は政治的自由とは直接関係を持たないと考えるべきであろう。

ビーサムは第三の自由についてはほとんど論じていないが、これが最も根源的な次元のものであろう。「ロッシヤーとクニース」においてヴェーバーは、ロマン主義の「人格の謎」に基

礎をおく非合理的な自由概念を批判し、「目的論的・合理的な行為」領域の拡大こそが「意志の自由」をもたらすのだとしている（「ロツシャー」SS.132-133, 129-130頁）。つまり、目的-手段関係を合理的に考量できることが自由の基盤だということである。ここで主に考えられているのは「法則的知識」であるが、そうであれば、「予測可能性」をもたらす官僚制もむしろ、自由の基盤だと考えられねばならないということになる。

官僚制はその組織内にある官僚にとっては-官僚は規則や上司の命令に従って職務を遂行すべき存在なのであるから-自由の剥奪を意味するであろう。だが、それは組織の外部にある者に対しては-また社会全体にとっては-、予測可能性をもたらすことによって、自由な行為を可能とするものと考えられる。確かに規則に縛られることは「不自由」ではあるが、冷静に考えれば、官僚制より恣意的な行政の方が自由を与えるなどと言えないことは明白であろう。

もちろん、この自由は一定の規則の枠内のものではある。だからといって、それを自由の剥奪だとか抑圧だとかヴェーバーが考えていたとは-先の「ロツシャーとクニース」における自由の考察に従う限り-考えられないのである<sup>(4)</sup>。

このように、ヴェーバーが「官僚支配」を批判していることは明白だが、それを越えて、制度・組織としての官僚制一般にどの点で、どういう理由で批判的であるのかは、明らかではない。官僚制は機械のようなものであって、能力ある指導者がそれを指導すればよいのである。もちろん官僚層と政治的指導者との間には様々なコンフリクトが存在するであろうが、官僚制に政治家の指導を無効にするような性質があるとヴェーバーが考えていたとは思えない。彼が批判的に見たのは官僚制という制度・組織ではなく、官僚という人間、「職業人」のあり方だと考えるべきではないか。

#### 4. 「文化人」と「専門人」

モムゼンは、ヴェーバーが批判的に捉えたのは官僚制という制度ではなく、「専門人」=「規則人」という人間のあり方だと解釈している。「文化人（Kultur Mensch）」対「専門人（Fach-mensch）」の対立がヴェーバーの「歴史哲学的背景」をなしている、と彼は言う（Momsen, S.110, 161-162頁）。

モムゼンは「専門人」、「規則人」、「実際人（matter-of-fact-man）」という言葉と同義のものとして使用しているが、それは「行為の方向をもっぱら現行の諸関係と現存の成功のチャンスに合わせる」（同、S.110, 161頁）、言い換えれば、「既存の諸関係にいつも巧妙に適応することを心得た」（S.119, 172頁）人間のことである。これに対して「文化人」とは、「非日常的価値を指向する創造的人格」（S.110, 161頁）である。

「劃一化の傾向、すなわち最高の理想を指向する個人的行為をすべて排除する傾向-合理的

なゲゼルシャフト化に等しく備わったもの—は、結果においてあらゆる社会関係の完全かつ徹底的な合理化と文化の『化石化』を狙っている」(Momsen, S.127, 181頁)。この傾向に適するのは、言うまでもなく、「専門人」=「規則人」である。「このような事物の管理から、道は全面的に管理された世界へと通じている。そこでは人間の偉大さのための場はもはや微塵もないであろう。このように管理の世界へと通ずる道を見通したヴェーバーは、むしろその世界に背を向け、ニーチェの側に身を寄せた」(S.131, 187頁)のだ、とモムゼンは言う。

そして、「普遍的官僚制化」の進行によって、「これからの普遍的発展」は、「『文化人』に対する『専門人』の完勝」に終わるのではないかとヴェーバーは怖れていたのだ、というのがモムゼンの理解である(S.134, 190頁)。要するに、与えられた規則に従い、現状に適応することを最大の関心事とする人間が支配的になり、カリスマ的な創造的個人の存在する余地がなくなるということをヴェーバーは批判し、また怖れたのだ、ということである。

このモムゼンの解釈が正しいかどうかを判断する前に、「文化人」や「専門人」という言葉の使い方を確認しておこう。

ヴェーバーにおいて「文化人」という概念が決定的な重要性をもったものだという事は、以前から指摘されてきた。この場合、「文化人」とは「客観性論文」に出てくる、「世界にたいして意識的に態度を決め、それに意味を与える能力と意思とをそなえた」(S.180, 93頁)人間のことである。もちろん、これには脱呪術化し宗教が力を失った現在では、世界に意味を与えてくれるような絶対的存在はありえない、という認識が前提されている。姜尚中が言うように、没意味化をもたらした、当の近代西洋の合理化が同時に可能とした「究極的な価値や生の意義を自律的に選択し、自己責任を負う能動的な価値主体」が「文化人」にはかならない(8頁)。

これに対して、モムゼンの捉える「文化人」は、あまりにカリスマ的、英雄的にすぎると思われる。先のヴェーバーの規定では、歴史を切り開いていくカリスマ的人物に限定はされないであろう。

「専門人」という言葉はもっと複雑である。というのは、ヴェーバーがこの言葉を明確に定義して用いている訳ではないからである。「支配の社会学」では次のような個所にこの言葉が見られる。「合理的な『事象性』への発展、『職業人』や『専門人』(Berufs- und Fachmenschentum)への発展は、この発展に伴う極めて多岐にわたるあらゆる諸影響を含めて、すべての支配が官僚制化されることによって極めて強く促進されるものである」(「支配Ⅰ」S.576, 135頁)。これは官僚が専門的知識や技能を試す専門試験によって選ばれるという文脈の中で述べられていることである。ビーサムが「扶持渴望」と呼んでいるようなことも指摘はされているが、それほど批判的なものではない。

「倫理論文」では「専門人」や「職業人」は必ずしも否定的に捉えられている訳ではない。ヴェーバーは現代を専門化の時代と捉えている。そして、「専門の仕事への専念と、それに伴

うファウスト的な人間の全面性からの断念は、現今の世界ではすべて価値ある行為の前提」（「倫理」S.203, 364頁）だとしている。「職業としての学問」では、学問もまた「かつてみられなかったほどの専門化の過程に差しかかっており、…この傾向は今後もずっと続くであろう」と述べ、それに続けて、「こんにちなにか実際に学問上の仕事を完成したという誇りは、ひとり自己の専門に閉じこもることによってのみ得られるのである」（S.530, 21頁）と言っている。

ヴェーバーはひそかに「全人」に憧れを懐いていたのかも知れない。だが、彼は「専門人」であることを否定した訳ではない。ある種の諦念と共にであったかも知れないが、彼はそれを歴史的宿命として受け入れたのである。レヴィットもヴェーバーの言う「個人」とは「近代的専門人という現実の特殊的存在様式を越え、またはその外にある不可分的全体者としての個人」ではなく、「個別化した役割の中にそのつど全身を投ずるとき、はじめて個人は一個の人間となる」のだ、としている（70頁）。シュルフターはこれを官僚制と結びつけ、官僚制的支配は「人間の全面展開という観念を犠牲にし」、「専門人の観念をすくい上げ」るのだと述べている（S.100, 199頁）。

そして、「専門人」は同時に「職業人」でもある。「確定した職業のもつ禁欲的意義の強調が、近代の専門人（*Fachmenschentum*）に倫理的な光輝をあたえる」（「倫理」S.178, 317頁）のである。この言葉は「倫理論文」の中にある。周知のように、「倫理論文」の中心的な主張の一つは世俗的な職業労働（*Beruf*）が神によって与えられた使命と考えられるようになった、ということである。この意味では「職業人」の原型、そして典型は古プロテスタントであったということになる。「ピューリタンは職業人たらんと欲した—われわれは職業人たらざるをえない」（同、S.203, 364頁）。この言葉をどう解するにせよ、ここでの「職業人」は決して、モムゼンの言うような「既存の諸関係にいつも巧妙に適応することを心得た」人間のことでない。

むしろヴェーバーは、世界に意味を付与しうる「文化人」であることは、専門分化の時代においては「専門人」、「職業人」という形をとらざるをえない、と考えていたのではないだろうか。「職業としての学問」の末尾近く、ヴェーバーは次のように言う。「こうした（いたずらに待ちこがれる）態度を改めて、自分の仕事に就き、そして『日々の要求』に…従おう」（S.555, 74頁）。英雄やカリスマを待ちこがれるのではなく、「専門人」、「職業人」として生きることを彼は勧めているのである。

## 5. 政治家と官僚

モムゼンの言う「専門人」に当たるのは、ヴェーバーの言葉では、むしろ「規則人」であろう。先にも述べたが、ヴェーバーはそれを『規則』というものを必要とする人間、『規則』



しか必要としない人間」,「その『規則』が一瞬でもぐらつくともう血眼になる人間」,「その『規則』に適応するだけの生活から引き離されるともうお手あげだという人間」と、明らかに揶揄しているのである。

もちろん、官僚も「専門人」であり、「職業人」であることには違いない。だが、彼らの「職業人」としてのあり方は独特である。ヴェーバーは「新秩序ドイツの議会と政府」においても「職業としての政治」においても、官僚支配への批判との関連で、政治家と官僚の違いについて考察している。

よく知られているように、ヴェーバーは政治家の倫理を「責任倫理(Verantwortungsethik)」とした。つまり、政治家は自ら決断し、その結果に対して責任をとるべき存在である。

これに対して、「生粋の官吏は……その本来の職分からいって政治をなすべきではなく、『行政』を—しかも何よりも非党派的に—なすべきである」(「政治」S.524, 40-41頁)。「官吏にとっては、自分の上級官庁が、—自分の意見具申にもかかわらず—自分には間違っていると思われる命令に固執する場合、それを、命令者の責任において誠実かつ正確に—あたかもそれが彼自身の信念に合致しているかのように—執行できることが名誉である」(同、S.524, 41頁)とヴェーバーは述べている。つまり、「職務にたいする義務感が自分の信念よりも重要であることを示すのが、官僚の義務であるばかりか官僚の名誉でもある。…このことは官僚の精神が要求するところでもある」(「新秩序」S.335, 366頁)のだ。「これに反して、政治的指導者、したがって国政指導者の名誉は、自分の行為の責任を自分一人で負うところにあり、この責任を拒否したり転嫁したりすることはできないし、また許されない」(「政治」SS.524-525, 41頁)。それゆえ、「官吏として倫理的にきわめて優れた人間は、政治家に向かない人間、とくに政治的な意味で無責任な人間であり、この政治的無責任という意味では、道徳的に劣った政治家である」(同、S.525, 41-42頁)。

言うまでもないことだが、官僚制は合法的支配の典型とされており、制定規則による支配がその第一の特徴である。ヴェーバーの規定によれば、官僚は自らの決断ではなく、規則にしたがって、「怒りもなく興奮もなく、憎しみも情熱もなく、したがって『愛』も『熱狂』もなく、全くの義務概念の圧力の下で、『人物のいかんを問うことなく』、何びとに対しても—すなわち同じ事実的状态にあるいかなる人に対しても—形式上平等に、その職務をつかさどるのである」(「諸類型」S.129, 30頁)。官僚が自らの職務(Beruf)を全うするためには、このような「最高の意味における倫理的規律と自己否定」(「政治」S.524, 41頁)が必要とされる。

政治家が決断に基づいて方向付けをし、官僚は自らの信念を捨ててさえ、これに従う。これが政治家と官僚との本来的な関係である、とヴェーバーは考えているのである。従って、官僚の上に述べたような性格は、否定されるべき欠陥ではなく、むしろ彼らの「名誉」でさえあるのだ。なのになぜ、ヴェーバーは官僚を規則にしがみついた「規則人」などと激しく批判しなけ

ればならないのであろうか。

彼は政治家と官僚の違いは「両者の責任のとりかたの違い」にある、と述べている（「新秩序」S.335, 365-366頁）。先にも述べたが、政治家にふさわしい倫理は責任倫理である。責任倫理に対立する倫理は「心情倫理（Gesinnungsethik）」である。責任倫理が「結果の責任」を引き受けるのに対して、心情倫理はこれを拒否する。心情倫理は「心情の炎を絶えず新しく燃え上がらせること」だけに「責任」を感じ、行為の結果には責任を負おうとはしない（「政治」S.552, 90頁）。ヴェーバーは心情倫理的行為を「起こりうる結果から判断すればまったく非合理的行為」（同所）だとしている。

だが、責任倫理も心情倫理も、どちらも「文化人」の倫理だと考えられよう。方向性は正反対ではあるが、どちらも自らの決断によって自らの行為を選び取り、世界に意味を付与するものだからである。ヴェーバーは政治家の倫理は責任倫理だとはしたが、一般的にそれが心情倫理より優れていると考えていたかどうかは疑問である。というのは、彼はこの二つの倫理を「妥協させることは不可能である」（「政治」S.553, 92頁）としているにもかかわらず、後には次のように述べているからである。「結果に対するこの責任を痛切に感じ、責任倫理に従って行動する、成熟した人間…がある地点まで来て、『私としてはこうするよりほかない。私はここに踏み止まる』と言うなら、計り知れない感動を受ける。これは人間的に純粹で魂をゆり動かす情景である。…そのかぎりにおいて心情倫理と責任倫理は絶対的な対立ではなく、むしろ両々相俟って『政治への天職』をもちうる真の人間をつくり出すのである」（S.559, 103頁）。妥協させることが不可能な二つの倫理が「絶対的な対立ではない」というのは明らかに矛盾してはいる。しかし、ここから分かるように、ヴェーバーはぎりぎりの場面では、結果に対する責任よりも自らの心情・信念を選ぶことを認めているのである。

では、官僚の倫理はどうであろうか。ヴェーバーはこれについては特に述べてはいないが、それが「責任倫理」でも「心情倫理」でもないことは明らかであろう。官僚は自らの決断によってではなく、規則や上司の命令に従って行動する。「責任のとりかた」ということで言えば、政治家は結果に対する責任をとる—あるいはとるべきだ—が、官僚は責任をとらない、とる必要がない、ということになる。自らの決断によるのではない行為の結果に対しては、責任を取れるはずがないからである。ヴェーバーは官僚に倫理性がないと考えている訳ではない。むしろ、前に見たように、官僚には「最高の倫理的規律」が求められるのである。だが、「官吏として倫理的にきわめて優れた人間は、…政治的な意味で無責任な人間」であるほかないのである。つまり、官僚の倫理は政治的意味では無責任の倫理だということになる。

責任をとらない、という点では「心情倫理家」も同じである。だが、心情倫理家とは違い、官僚は自らの心情・信念を貫き通すこともできない。「規律」に従う「自己否定」が官僚の特徴なのである。このように考えるなら、官僚はおよそ「文化人」=近代的価値主体とはいえない存在だということになる。

## 6. 「非人格性」, 「事象性」

ヴェーバーは官僚制の特徴として「形式主義的な非人格性の支配」(「諸類型」S.129, 30頁)を挙げるなど、「非人格性 (Unpersönlichkeit)」、**「事象性 (Sachlichkeit)」**にしばしば言及している。非人格性とは自らの感情や信念を抑える、あるいは捨てるということである。官僚には「怒りもなく興奮もなく、憎しみも情熱もなく」職務を行うことが求められる。そしてこのことは「人物のいかに問うことなく」つまり「形式上平等に」、規則通りに物事を処理することにつながり、効率的な職務の遂行を可能とするのである。

ところで「非人格性」や「事象性」は、「倫理論文」においてはカルヴィニズムやピューリタニズムの特徴とされているものでもあった<sup>(5)</sup>。予定説を基盤とするカルヴィニズムでは、自分であれ他者であれ、およそ人間をあるいは人間らしい感情を大切にすることは「被造物神化」であり、最大の罪であるとさえ考えられた。人間は「神の道具」であり、神の栄光をこの世に顕すためにのみ存在するのである。

カルヴィニズムやピューリタニズムにおいては「隣人愛」ですら、具体的な他者に向けられるものではあり得ない。「『隣人愛』は…職業という任務の遂行のうちに現れ、「しかもそのさいに、特有な事象的・非人格的な (sachlich-unpersönlich) 性格を帯びるようになる」とヴェーバーは述べている(「倫理」SS.100-101, 166頁)。「社会的秩序の合理的構成に役立つ」、「非人格的、社会的な実益に役立つ労働こそが神の栄光を増し、聖意に適うもの」とされるのである(同, S.101, 166-167頁)。

彼らにとっては、伝道ですら他者を救うためになされるのではない。相手が入信しなくても、それどころか、言葉すら理解できなくても、「神の栄光のためにその誠めを実行するならば隣人愛は十分にみたまされたことになる」(同, S.100, 171頁)。ここに至って、「『隣人』との関係における『人間性 (Menschlichkeit)』はいわば死滅しきった」(S.101, 171頁)とヴェーバーは述べている。

「倫理論文」における非人格性は、まずは、他者を人間として大切にしないという他者に対する態度を意味しているようである。この点で官僚制論における「怒りもなく興奮もなく、憎しみも情熱もなく」、つまり自らの感情を抑制する、あるいはそれを捨て去る、ということとは方向が違っているとも言える。だが、カルヴィニズムやピューリタニズムにおいても、「神の道具」として生きるために、自分の感情や欲望を否定することが求められる。

ヴェーバーが「世俗内禁欲」に「資本主義の精神」の源泉、あるいは中心的な構成要素としての重要な意義を認めていたことは言うまでもないであろう。だが、「禁欲」はそれ以上の意義を持つ。彼は「合理的な禁欲」には「『人格 (Persönlichkeit)』に人間を教育する」働きがある、と指摘している(「倫理」S.117, 201-202頁)。西洋的禁欲は、すでに中世の修道院に

において、「自然の地位を克服し、人間を非合理的な衝動の力と現世および自然への依存から引き離して計画的意志の支配に服させ、彼の行為を不断の自己審査と倫理的意義の熟慮のもとにおくことを目的とする、そうした合理的生活態度の組織的に完成された方法」（S.116, 201頁）として存在した。近代的な人格＝「文化人」の萌芽はここに用意され、プロテスタンティズムはそれを世俗内に引き出したに過ぎない。「倫理論文」において、世俗の職業労働を神から与えられた使命と考え、禁欲的にそれに打ち込むプロテスタントが採り上げられるのも、単に彼らが近代資本主義という合理的な経済制度の成立にとって重要な意味を持つから、というだけではない。それは、彼らが近代的な人格、主体にとって必要な「能動的な自己統御(aktive Selbstbeherrschung)」（同所）を世俗の内でも実現したからに他ならない。

「禁欲」という点については、官僚は古プロテスタント以上であるとも言える。ヴェーバーの規定する官僚には、感情だけでなく、場合によっては自らの信念をも捨てる「最高の意味における倫理的規律と自己否定」が求められる。職業倫理に従い、禁欲的に職務を遂行する官僚は、「倫理論文」で採り上げられた古プロテスタントの末裔であり、現代における「資本主義の精神」の体現者、いやその完成された姿であるとさえ言えよう。

官僚は合理的生活態度を身につけ、能動的に自己を統御する近代的な人格だとは言えよう。だが、彼は究極のところ、自らの信念や価値観に従うことはできないのであるから、近代的な価値主体ではありえない。つまり、自ら世界に意味を付与しうる「文化人」でもありえない、ということである。官僚制が機械に喩えられるなら、官僚はその機械の歯車に過ぎない（「市町村」S.413, 101頁）。彼らは自ら目的を立てることなく、与えられた目的を実現するための手段に過ぎない存在となる<sup>(6)</sup>。古プロテスタントの末裔として、立派な「専門人」、「職業人」ではある官僚が、一方ではこのような存在に墮してしまったのである。しかも官僚制は本来の住み処である行政機構を越えて、「工場から軍隊と国家にいたるまで」（「新秩序」S.330, 360頁）に広まっている。

なぜこのようなことになってしまったのか。それは、「予期せざる結果」などという言い方では片付けられないことであろう。しかしヴェーバーは、このような経緯を明確に説明できる理論を持ちえなかったと思われる。つまり、「近代人」としての官僚を明確に位置づけることができなかったのである。彼は、「専門人」「職業人」としての官僚は評価しつつ、「規則人」としての官僚は否定的に捉えざるをえなかったことであろう。彼が官僚制や官僚を一方では極めて合理的と評しつつ、他方で激しく攻撃しなければならなかった理由はここにあるように思われる。

〔注〕

- (1) たとえば、1932年に発表された論文の中でレヴィットがすでにこういう解釈を示している（レヴィット、60-65頁）。
- (2) 山之内靖のように、ヴェーバーが合理主義の批判者であり、西洋近代の展開をギリシャ文化からの

墮落と見ていた、というような解釈もある。だが、これはあまりに一面的な解釈だと思われる。この点については、拙著「揺れるヴェーバー」を参照されたい。

- (3) 「職業としての政治」の中でも同様のことが述べられている (42 頁)。なお協訳では「官僚支配」ではなく、「官僚政治」となっている。
- (4) もっとも、一方でヴェーバーにこのような「合理性」を越えていこうとする「英雄主義的」側面があることも確かであろう。
- (5) すでにパーソンズが「資本主義の精神」と非人格的な官僚の態度との関連を指摘している (Parsons, p.515, 68 頁)。
- (6) これはフランクフルト学派の「道具的理性批判」や、ジェノサイドは非合理性ではなく合理性によって起こったことだとするバウマンの問題提起につながる問題である。

〔参考・引用文献〕

- Beetham, D., *Max Weber and the Theory of Modern Politics*, Polity Press, 1985. 住谷一彦・小林純 (訳) 『マックス・ヴェーバーと近代政治理論』, 未来社, 1988 年。
- 千葉芳夫「揺れるヴェーバー」『佛大社会学』第 25 号, 2000 年。
- 姜尚中『マックス・ヴェーバーと近代』, お茶の水書房, 1986 年。
- レヴィット, K., 柴田・脇・安藤 (訳) 『ヴェーバーとマルクス』, 未来社, 1966 年。
- Momsen, W., *Max Weber. Gesellschaft, Politik und Geschichte*, Suhrkamp, 1974. 中村・米沢・嘉目 (訳) 『マックス・ヴェーバー 社会・政治・歴史』, 未来社, 1977 年。
- Parsons, T., *The Structure of Social Action*, The Free Press, 1937. 稲上毅・厚東洋輔 (訳) 『社会的行為の構造 4』, 木鐸社, 1974 年。
- Schluchter, W., *Rationalismus der Weltbeherrschung*, Suhrkamp, 1980. 米沢和彦・嘉目克彦 (訳) 『現世支配の合理主義』, 未来社, 1984 年。
- 山之内靖『マックス・ヴェーバー入門』, 岩波書店, 1997 年。

ヴェーバーの著作は次の略号で示している。

- 「市町村」…*Debattereden auf der Tagung des Vereins für Sozialpolitik in Wien 1909 zu den Verhandlungen über »Die wirtschaftlichen Unternehmungen der Gemeinden«*, in *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, 2. Aufl., J. C. B. Mohr, 1988. 中村・山田・林・嘉目 (訳) 「市町村の経済事業によせて」『マックス・ヴェーバー 政治論集 1』, みすず書房, 1982 年
- 「客観性」…*Die »Objektivität« sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis*, in *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, J. C. B. Mohr, 1922. 富永祐治・立野保男 (訳) 折原浩 (補訳) 『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』, 岩波書店, 1998 年。
- 「倫理」…*Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, in *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie I*, J. C. B. Mohr, 1920. 大塚久雄 (訳) 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』, 岩波書店, 1989 年。
- 「諸類型」…*Die Typen der Herrschaft*, in *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl., J. C. B. Mohr, 1972. 世良晃志郎 (訳) 『支配の諸類型』, 創文社, 1970 年。
- 「新秩序」…*Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland*, in *Gesammelte Politische Schriften*, 5. Aufl., J. C. B. Mohr, 1988. 中村・山田・脇・嘉目 (訳) 「新秩序ドイツの議会と政府」『マックス・ヴェーバー 政治論集 2』, みすず書房, 1982 年。
- 「政治」…*Politik als Beruf*, in *Gesammelte Politische Schriften*. 脇圭平 (訳) 『職業としての政治』, 岩波書店, 1980 年。
- 「ロッシヤー」…*Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökono-*

ヴェーバーと官僚制（千葉芳夫）

mie, in *GAzWL*. 松井秀親（訳）『ロッシャーとクニース』（二），未来社，1955年。

「支配Ⅰ」…*Soziologie der Herrschaft, in Wirtschaft und Gesellschaft*. 世良晃志郎（訳）『支配の社会学Ⅰ』，創文社，1960年。

「支配Ⅱ」…*Soziologie der Herrschaft*. 世良晃志郎（訳）『支配の社会学Ⅱ』，創文社，1962年。

「学問」…*Wissenschaft als Beruf, in GAzWL*. 尾高邦雄（訳）『職業としての学問』，岩波書店，1980年。

（なお，訳語，訳文は変更している場合がある。）

（ちば よしお 現代社会学科）

2011年10月28日受理